

別案の検討のためのたたき台

別案の検討のためのたたき台

【検討課題等】

1 家庭裁判所への送致

(1) 基本的な枠組み（少年法42条1項参照）

A案：一定の事件については，検察官が，家庭裁判所の判断を経ないで，公訴を提起することができるものとし，それ以外の事件は全て家庭裁判所に送致しなければならないものとする

B案：犯罪の嫌疑がある限り，全ての事件を家庭裁判所に送致しなければならないものとする

(2) その他

2 手続・処分

(1) 検察官送致（逆送）（少年法20条参照）

○ 以下のような仕組みとするか

A案：家庭裁判所は，調査を実施した上で，全ての事件を検察官に送致しなければならないものとする

B案：家庭裁判所は，調査・審判の結果，一定の事件に該当すると認めるときは，検察官に送致しなければならないものとする

C案：原則逆送の対象となる事件を，現行の「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件」から拡大する

(2) 処分（少年法24条参照）

ア 保護観察処分

○ どのような内容のものとするか

○ 遵守事項に違反した場合の施設収容処分を設けるか

イ 施設収容処分

○ 施設収容処分を設けるか

○ 設ける場合には，どのような内容のものとするか

(3) その他

3 刑事事件の特例

- (1) 起訴強制（少年法45条5号参照）
 - 逆送された事件について，公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がある限り，検察官は，原則として公訴を提起しなければならないこととするか
- (2) 家庭裁判所への移送（少年法55条参照）
 - 刑事裁判所から家庭裁判所への移送の制度を設けるか

4 その他

- (1) 不定期刑（少年法52条参照）
 - 有期の懲役・禁錮に処すべき場合には，不定期刑を言い渡すこととするか
- (2) 換刑処分の禁止（少年法54条参照）
 - 労役場留置の言渡しはしないこととするか
- (3) 仮釈放に関する特則（少年法58条・59条参照）
 - 仮釈放の期間等に関する特則の対象とするか
- (4) 推知報道（少年法61条参照）
 - 推知報道の禁止の対象とするか
- (5) その他